

京都府広域消防相互応援協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）の規定に基づき、大規模災害及び特殊災害等が発生した場合における京都府内の市町村及び消防一部事務組合（以下「市町村等」という。）が行う消防の相互応援に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象とする災害)

第2条 この協定の対象とする災害は、法第1条に規定する水火災又は地震等の災害で、災害の発生した市町村等の消防力及び当該市町村等と消防相互応援協定を締結している隣接市町村等の消防力をもってしても、防御困難な災害とする。

(応援の要請)

第3条 応援の要請は、災害の発生した市町村等（以下「要請市町村等」という。）の長又は消防長（以下「要請市町村等の長」という。）が、次に掲げる事項を明確にして他の市町村等の長又は消防長に対し、行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時、場所及び状況
- (3) 必要とする人員、車両、回転翼航空機（以下「ヘリコプター」という。）及び資器材等の種別並びに数量
- (4) その他必要な事項

2 応援の要請を受けた市町村等（以下「応援市町村等」という。）の長又は消防長（以下「応援市町村等の長」という。）が要請を受諾した場合、要請市町村等の長は、次の各号に掲げる事項を明確にして応援市町村等の長に通報するものとする。

- (1) 応援の場所及び集結場所
- (2) 現場最高指揮者の職、氏名及び無線局名
- (3) その他必要な事項

(応援隊の派遣)

第4条 応援市町村等の長は、当該市町村等区域内の警備に支障のない範囲において必要な応援を行うものとする。

2 応援市町村等の長は、応援を行う消防隊等（以下「応援隊」という。）を派遣するときは、応援に関し必要な事項を遅滞なく要請市町村等の長に通報するものとする。

3 応援市町村等の長は、応援の要請に応じることができない場合は、その旨を遅滞なく要請市町村等の長に通報するものとする。

(応援隊の誘導)

第5条 要請市町村等の長は、所属の消防職員又は消防団員を誘導員として応援隊の集結場所に待機させ、応援隊の誘導を行うものとする。

(応援隊の指揮)

第6条 応援隊の指揮は、要請市町村等の長が、応援隊の長に対して行うものとする。

(報告)

第7条 要請市町村等の長は、災害活動の終了後、災害の概要を応援市町村等の長に報告するものとする。

2 応援市町村等の長は、応援活動の終了後、応援活動の結果を要請市町村等の長へ報告するものとする。

(費用負担)

第8条 応援に要した費用については、次の区分により負担するものとする。ただし、ヘリコプターによる応援に係る費用については、別に定めるものがある場合、それによることができるものとする。

- (1) 応援市町村等が負担する経費
 - ア 応援隊員の出動にかかる諸手当、車両等の燃料費その他の経常的経費
 - イ 応援隊員の死傷による公務災害補償費
- (2) 要請市町村等が負担する経費
 - ア 現地で調達した、車両等の燃料費及び化学消火薬剤等の資器材費
 - イ 応援活動中に第三者に損害を与えた場合の賠償費
- (3) 前2号に定める経費以外の経費については、その都度応援市町村等と要請市町村等が協議のうえ、決定するものとする。

(代表消防機関等)

第9条 この協定の円滑な運用を図るため、市町村等を別表に掲げるブロックに区分し、代表消防機関及び各ブロックにブロック幹事消防本部（以下「代表消防機関等」という。）を定めるものとする。

- 2 代表消防機関等は、必要に応じて市町村等間の応援に係る連絡調整を行うものとする。

(代表消防機関等への通報)

第10条 要請市町村等の長は、応援の要請を行ったときは速やかに当該要請市町村等が属するブロックのブロック幹事消防本部の消防長及び京都府へその旨を連絡するものとする。

- 2 前項により連絡を受けたブロック幹事消防本部の消防長は、遅滞なく代表消防機関の消防長へその旨を連絡をするものとする。

(実施細目)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(疑義)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、市町村等がその都度協議のうえ、これを決定するものとする。

(改廃)

第13条 この協定の改廃は、市町村等が協議のうえ、行うものとする。

(協定書の保管)

第14条 この協定を証するため、市町村等は、締結合意書に記名押印のうえ、この協定を締結した者（以下、この条において「締結者」という。）の数と同数のこの協定書の正本を作成し、各締結者で各1通を保管するものとする。

附 則

- 1 この協定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この協定の施行に伴い、平成19年3月12日に締結した「京都府広域消防応援協定書」は廃止する。

令和2年3月27日

京都市長 福知山市長 舞鶴市長 綾部市長 宇治市長 宮津市長 亀岡市長 城陽市長
向日市長 長岡京市長 八幡市長 京田辺市長 京丹後市町 南丹市長 木津川市長 大山
崎町長 久御山町長 井手町長 宇治田原町長 笠置町長 和束町長 精華町長 南山城村
長 京丹波町長 伊根町長 与謝野町長 京都中部広域消防組合管理者 宮津与謝消防組合
管理者 乙訓消防組合管理者 相楽中部消防組合管理者

別表（第9条関係）

ブロック		市町村等
北部 ブ ロ ッ ク		・ 舞鶴市（○舞鶴市消防本部）
		・ 福知山市（福知山市消防本部）
		・ 綾部市（綾部市消防本部）
		・ 宮津市、伊根町、与謝野町（宮津与謝消防組合消防本部）
		・ 京丹後市（京丹後市消防本部）
南部 ブ ロ ッ ク		・ 京都市（◎京都市消防局）
	第1 ブ ロ ッ ク	・ 宇治市（○宇治市消防本部）
		・ 城陽市（城陽市消防本部）
		・ 八幡市（八幡市消防本部）
		・ 京田辺市、井手町、宇治田原町（京田辺市消防本部）
		・ 久御山町（久御山町消防本部）
	第2 ブ ロ ッ ク	・ 向日市、長岡京市、大山崎町（○乙訓消防組合消防本部）
		・ 亀岡市、南丹市、京丹波町（京都中部広域消防組合消防本部）
		・ 木津川市、笠置町、和束町、南山城村（相楽中部消防組合消防本部）
		・ 精華町（精華町消防本部）

備考 ◎は代表消防機関を、○はブロック幹事消防本部を表す。

京都府広域消防相互応援協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、京都府広域消防相互応援協定書（以下「協定」という。）第11条の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(応援の要請前の事前連絡)

第2条 協定第3条第1項に規定する応援要請のうち、ヘリコプターによる応援の要請が必要となる場合は、別表第1に掲げる事前連絡基準に基づき、京都市消防局消防航空隊に対して、電話により事前連絡するものとする。

(応援の要請)

第3条 協定第3条第1項に規定する応援の要請は原則として電話により行うものとし、事後速やか第1号様式の応援要請書をファクシミリにより送付するものとする。

2 ヘリコプターによる応援を要請する場合における通報は、協定第3条第2項第1号及び第2号に定めるほか、次の各号に掲げる事項により行うものとする。

- (1) 離発着可能な場所
- (2) 給油体制
- (3) 離発着場における資器材の準備状況
- (4) 他機関の航空機及びヘリコプターの活動状況
- (5) 他の消防本部に対する応援ヘリコプターの要請状況
- (6) 気象状況
- (7) 誘導方法

3 第1項の応援の要請を行う場合で、ヘリコプターによる救急搬送が必要となるときは、当該要請と併せて第2号様式のヘリコプターによる救急搬送連絡票（以下「連絡票」という。）を京都市消防局消防航空隊及び同局指令センターにファクシミリにより連絡するものとする。この場合において、連絡票は、参考資料に基づき作成するものとする。

(応援隊の派遣)

第4条 協定第4条第2項の規定に基づく通報は、次の各号に掲げる事項により行うものとする。

- (1) 出発時刻
- (2) 派遣人員
- (3) 車両、資器材等の種別及び数量
- (4) 応援隊の長の職・氏名
- (5) 到着予定時刻
- (6) その他必要な事項

(報告)

第5条 協定第7条に規定する報告は、次の各号に掲げる事項により行うものとする。

- (1) 要請市町村等の長が、応援市町村等の長に対して行う災害報告は、第3号様式及び第4号様式により行うものとする。
- (2) 応援市町村等の長が、要請市町村等の長に対して行う活動結果報告は、第5号様式により行うものとする。

(応援要請連絡一覧表)

第6条 応援の要請を迅速かつ的確に行うため市町村等を管轄する消防本部は、別表第2によりあらかじめ相互に連絡するものとし、記載内容に変更が生じたときは速やかに他の市町村等を管轄する消防本部に連絡するものとする。

(代表消防機関)

第7条 協定第9条第2項に規定する代表消防機関の役割は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 市町村等との連絡調整
- (2) 京都府との連絡調整及び情報交換
- (3) 応援時における協議等
 - ア 要請市町村等との応援要請に関する協議
 - イ 応援市町村等との協議
 - ウ 要請市町村等と応援市町村等間の連絡調整
 - エ その他必要な事項
- (4) その他必要な事項

(連絡会議)

第8条 市町村等は、協定の適正な運用を図るため必要の都度連絡会議を開くものとする。

(その他)

第9条 この実施細目の実施に関して必要な事項は、市町村等が協議して運用する。

附 則

この実施細目は、令和２年４月１日から施行する。

号
年 月 日

殿

向日市長 印

応 援 要 請 書

京都府広域消防相互応援協定書第 3 条の規定に基づき下記のとおり応援を要請します。

記

① 災害種別	① 火災	② 救急	③ 救助	④ その他
② 災害発生日時	午前 年 月 日 時 分 午後			
③ 災害発生場所				
④ 災害の状況				
⑤ 応援の内容				
⑥ 必要とする人員並びに 車両、資機材等の種別及 び数量				
⑦ 応援の場所及び終結場 所				
⑧ 現場最高指揮者の職・ 氏名				
⑨ 無線局(主運用波)呼出 し名称	基地局		現場指揮者	
⑩ 離発着可能な場所	第 1 順位			
	第 2 順位			

⑪ 給油体制	給油の可否	可 ・ 否
	給油の方法	
	体制作りの 所要時間	
⑫ 離発着場所における資 機材の準備状況		
⑬ 他機関の航空機及びヘ リコプターの活動状況		
⑭ 他の消防本部に対する 応援ヘリコプターの要請 状況		
⑮ 気象状況	天候 風向 風力 M/S 視界 M	
⑯ 誘導方法		
⑰ その他		

注 1 ⑩～⑯については、ヘリコプターによる応援を要請する場合のみ記載すること。

2 災害発生場所の地水利図等、必要な図書を添付すること。

第2号様式（第3条関係）

要請日時 年 月 日 午前・午後 時 分

ヘリコプターによる救急搬送連絡票

(発信先) 京都市消防局消防航空隊 FAX: 075-621-1683 京都市消防局消防指令センター FAX: 075-252-1190 [担当:]	(発信元) 担当課: TEL: 担当者: FAX:
--	---------------------------------

1 ヘリ搬送の理由

--

2 傷病者情報

氏 名		性別	年齢	生年月日	年 月 日
		男・女			
住 所					
傷病名				バイタルサイン	
				意識	
				呼吸	回/分
医療処置				脈拍	回/分
				血圧	/mmHg
				SpO ₂	-%
特記事項	※ヘリ搬送中、容態変化の可能性があれば必要な対策について記載				

3 ヘリ活動情報

☐ 機体名	あたご (ユーロコプターAS365N)	コールサイン	きょうしょう ヘリ 1
☐ 機体名	ひえい (ユーロコプターAS365N)	コールサイン	きょうしょう ヘリ 2
搬送元 着陸場所	主運用波 1 開局無線 (コールサイン:)		
搬送先 着陸場所	主運用波 1 開局無線 (コールサイン:)		
【持込み医療機器】 ※ 器材名, 重量, 寸法, 駆動方式を記載すること。 ※ 機内に AC 電源有り。			
搬送元 病院情報		搬送先 病院情報	
病院名: (科目:)		病院名: (科目:)	
☎ (連絡員:)		☎ (連絡員:)	
担当医:		担当医:	
【ヘリ搭乗者氏名】 ※ 転院搬送は必ず医師 1 名を搭乗させる。 ※ 原則傷病者の関係者は搭乗させない。		【その他】	

第3号様式（第5条関係）

災害報告 ー 1 (概要表)			
No.	項 目	内 容	
1	災害発生場所		
2	災害発生日時	年 月 日	時 分頃
3	災 害 概 要		
4	被 害 状 況	人的被害	死者 行方不明者 負傷者
		名	名 名
		物的被害	
5	出動車両及び人員	計 台 (機)	
		計 名	
6	活動台数及び人員	計 台 (機)	
		計 名	
7	活 動 概 要		

第4号様式（第5条関係）

災害報告 ー 2（応援活動概要）							
No.	項 目	内 容					
1	災害発生場所						
2	災害発生日時	年	月	日	時	分	
3	応援要請日時	年	月	日	時	分	
4	応援消防機関						
5	応援開始日時 応援終了日時	出動 集結場所到着 引揚 帰署（所）	年 年	月 月	日 日	時 時 時 時	分 分 分 分
6	応 援 車 両 等 { 日別、種別、 数量 }	(活動台数) 計 台 (機)					
7	応 援 人 員 { 日別、部隊別 }	(活動人員) 計 名					
8	応 援 資 機 材 { 種別、数量 }						
9	応援活動概要						
10	特 記 事 項						

第5号様式（第5条関係）

災害報告 ー 3（応援活動概要）						
No.	項 目	内 容				
1	応援開始日時	出動	年	月	日	時 分
		集結場所到着		月	日	時 分
	応援終了日時	引揚	年	月	日	時 分
		帰署（所）		月	日	時 分
2	出 動 車 両 等 { 種別、数量 }	(活動台数) 計 台（機）				
3	応 援 人 員 { 隊 別 }	(活動人員) 計 名				
4	使 用 資 機 材 { 種別、数量 }					
5	活 動 概 況					
6	特 記 事 項					
7	消防機関名及び 指揮者名					

消防（防災）ヘリコプターの要請に係る事前連絡基準

【事前連絡基準作成の目的】

消防ヘリは要請を受けてから出動するまでに10～30分（飛行ルート確認、関係機関への通報、燃料補給、必要器材の選定・積み込み等）要するため、現場到着までの時間をできるだけ短縮できるよう、事案発生段階での各消防本部から消防航空隊への連絡基準を構築しておくもの。

区分		活動内容	事前連絡基準
消防分野	建物火災	・情報収集 （赤外線映像含む）	●建物火災で隣棟へ延焼拡大の恐れがあるとき ●建物火災で飛火警戒が必要なとき ●炎上火災で上空から情報収集がひつようなとき ●延焼建物が以下に該当する場合 →到底用途防火対象物、興業、学校、建物密集地
	林野火災	・情報収集 （赤外線映像含む） ・空中消火	●林野火災を受信（怪煙通報を含む）したとき 受信段階で即連絡を！！
	救助 （山岳等）	・捜索 ・搬送 ・ピックアップ	●災害発生場所から判断して、長時間の搬送やピックアップ活動が予想されるとき （過去に長時間活動を実施した場所である場合など） ●通報内容に以下のキーワードがある場合 →「遭難」、「下山困難」
	救助 （水難）	・捜索 ・搬送 ・ピックアップ	●河川や海岸部等で発生の水難事故を受信したとき ●通報内容に以下のキーワードがある場合 →「流された」、「河川転落」
	救急	・搬送	●ドクターヘリでは対応できない転院搬送等 ●ドクターヘリの養成基準に該当するが、対応出来ない（出動中、夜間など）とき ※ただし、消防ヘリも夜間の活動には、一定制限有り

防災分野	自然	・情報収集 ・人員及び物資搬送	●孤立地域の情報を入手したとき ●洪水による浸水地域が発生したとき ●土砂災害が発生したとき ●地震による複数の火災又は建物の倒壊が発生したとき ●その他、各消防本部で必要と認めるとき（雪害含む） ※必要に応じて航空隊から情報収集活動等の実施を打診することがある
------	----	--------------------	--

※上記以外にも必要と判断される事案は、消防航空隊まで御連絡ください。

<連絡事項の例>

●事故状況 ●事故発生場所 ●負傷者の状況 ●消防隊情報 ●活動障害 ●気象状況

【連絡先】

・京都市消防局消防航空隊：075-621-1834（TEL）

075-621-1683（FAX）

・京都府消防保安課：075-414-4471（TEL）

（京都府への連絡は防災分野で消防ヘリが出動したときのみ）